

期遂延ニ予定ノ収入ナク諸君ニ迷惑ヲカケタルカ本月二十
五日ニハ納品ニ代金八千ノ予定ナルヲ以テ夫レ迄猶予セラ
レタイト述ヘタルニ

職工側ヨリ

事業主ハ従来吾等トノ約束ヲ実行ニタルコトナク以テ信
用ニ得サルモ敢意ヲ以テ未拂債銀ノ半額ヲ本日支給スルニ
於テハ其ノ強願ハ本月二十五日迄支拂ヲ猶予スヘシト答ヘ
スルニ

鈴木代表社員ヨリ

本日中ニ未拂債銀ノ半額ヲ金策スルコトハ不可能ニ付不取
敢テ圓ヲ支給スヘシト答ヘタルニ

職工側ハ事業主ニ敢意ナシト憤慨退出シ翌十九日より罷業
セリ

(四)九月二十日午後四時頃職工代表森田文吉外一名ハ蒲田警察

署ニ出頭解決斡旋方依頼セルヲ以テ翌二十一日午前十時鈴
木代表社員及古森田外一名ヲ全署ニ招致シ種々斡旋ノ結果
左記條件ニ依リ正午頃同満解決セリ

解決條件

- 一、事業主ハ本日従業員一同ニ對シ白米ニ俵ヲ支給ス
- 二、八月分ノ未拂債銀百十五圓也ハ九月二十五日迄ヲ支給ス
- 但シ白米ニ俵、代金ヲ差引ク

右及申(通)報候也